

— 令 和 7 年 度 —



尼崎市シティプロモーションマスコット
あまっこ

追 加 募 集 期 間

令和7年10月28日（火） ～ 11月28日（金）

※応募状況によっては、期限内に締め切ることがあります。

尼 崎 市

問い合わせ先： 尼崎市危機管理安全局生活安全課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1

TEL：06-6489-6502

FAX：06-6489-6686

メール：ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp



目 次

募集要項

1	事業趣旨	1
2	応募方法等	1
3	補助の内容	2
4	補助の要件	3
5	その他留意事項	4
6	尼崎市防犯カメラ設置補助事業の手続きの流れについて	6
7	問い合わせ先	7

提出書類の様式

- 1 応募書
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 地域合意書及び維持管理等誓約書
- 5 防犯カメラ等運用規程

提出書類の記入例

- 1 応募書
 - 2 事業計画書
 - 3 収支予算書
 - 4 地域合意書及び維持管理等誓約書
 - 5 防犯カメラ等運用規程
- (参考) 防犯カメラ設置場所の地図

令和7年度尼崎市防犯カメラ設置補助事業 募集要項

1 事業趣旨

まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置を促進するとともに、既に防犯カメラ設置補助事業を活用して設置した防犯カメラを今後も維持し、将来に渡って地域防犯に役立てていただくため、防犯カメラを新規に設置する費用の一部を補助します。

2 応募方法等

募集期間	令和7年10月28日（火）～11月28日（金） なお、募集期間中であっても上限に達し次第募集を終了します。
応募方法	① 所定の応募書及び関係書類を作成のうえ、尼崎市役所生活安全課へ<u>郵送又は持参もしくは電子メール</u>により提出してください。 ② 応募書等の様式は、尼崎市ホームページからダウンロードできます。 ③ 補助対象となる防犯カメラの設置は、1団体1カ所とします。
応募に必要な書類	① 尼崎市防犯カメラ設置補助事業応募書 ② 防犯カメラ設置補助事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 見積書の写し ⑤ 仕様書の写し ⑥ 地域合意書及び維持管理等誓約書 ⑦ 写真（設置場所の現況と撮影箇所がわかるもの） ⑧ 防犯カメラ設置場所の地図 ⑨ 防犯カメラ等運用規定の写し ⑩ 応募団体規約の写し ⑪ 応募団体役員名簿の写し
応募後の採択	① 募集終了後、本市が交付申請団体を採択します。 ② 採択は、応募関係書類を総合的に審査のうえ決定します。 ③ 採択された団体は、補助金交付申請手続きを経て、補助金交付決定通知を受けたのち、事業に着工していただくこととなります。 ④ 審査の結果、不採択となる場合があります。

3 補助の内容

補助対象経費	公道等に常設する映像撮影、記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）の新規設置に要する経費及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費。 <u>対象となるか不明な経費は、事前に生活安全課へご相談ください。</u>
補助額	補助対象経費のうち、下記の金額を上限に補助します。 <u>新規設置：1団体 12万円（上限）</u>
補助箇所数	新規設置のみ 4カ所

4 補助の要件

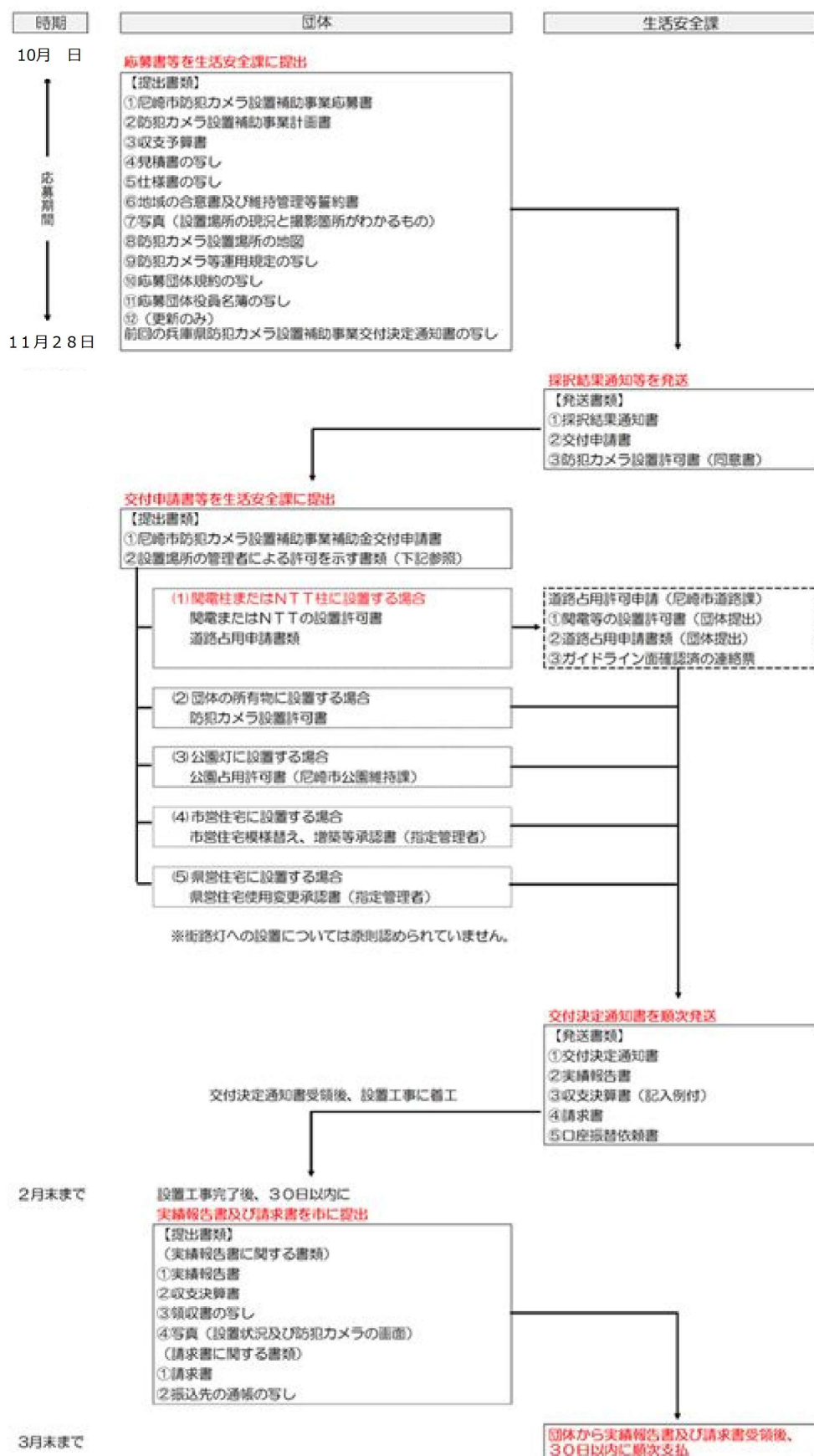
補助対象団体	以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体であること。 ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。 ② 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。 ③ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。 ④ 規約や代表者を決めていること。
撮影場所	以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。 ① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。 ② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。 ③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的として認められるものではないこと。 ④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。
映像撮影機器 の機能	以下に掲げるすべての要件を満たす映像撮影機器であること。 ① カメラの有効画素数が720×480画素以上であること。 ② カラー画像であること。 ③ 作動時間が1日24時間であること。 ④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること。 ⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。
映像記録機器 の機能	以下に掲げるすべての要件を満たす映像記録機器（レコーダー等）であること。 ① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。 ② 記録間隔が1秒間に4コマ（4FPS）以上であること。 ③ 720×480画素以上での記録ができること。 ④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。
標識の掲出	防犯カメラ設置場所に「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置者の名称」を表示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。
地域の合意	防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意をとること。
設置の許可	防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者等の承諾・許可（法令、要綱等に基づく許可等が必要である場合はそれを含む。）を得られ、または事業開始までにその見込みがあること。
地図の作成	応募団体が危険箇所（防犯カメラ設置場所）について検討した結果を示す図面を作成していること
事業期間	応募受理日から令和8年2月末日までに設置・完了する事業

5 その他留意事項

補助対象外となる経費等	以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象外となります。 ① 修繕等の維持管理に要する経費である場合 ② 私有財産（マンション等の住宅、駐車場、事業所等）を撮影する場合 ③ 公有財産（会館等）の管理に供せられる目的で撮影する場合 ④ 兵庫県または尼崎市の他の補助制度で対応が可能と判断される場合 ⑤ 映像記録機器等の防犯カメラに付属する設備のみの更新や既存の設備の撤去のみの経費である場合
防犯カメラ等管理運用規程の制定	以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規程及び情報流出防止措置が定められていること。 ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務。 ② 「撮影していること」及び「設置者の名称」の明示。 ③ 記録した映像の保管方法・期間・期間終了後の消去方法。 ④ 記録した映像の利用・提供の制限。 ⑤ 苦情処理対応。 ⑥ その他防犯カメラの運用に関すること。 ⑦ 固定や施錠設備による映像記録機器等の盗難防止措置をとること。 ⑧ ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。
応募に係る手続きについて	応募段階において書類不備が判明した場合、できる限り早いうちにご提出ください。<u>提出書類が完全に整ったことを確認したのち受領</u>します。
本市による採択について	本市による採択は、補助金交付を確定したものではありませんので、補助金交付を受けるには、<u>採択後に補助金交付申請手続きが必要</u>となります。 なお、採択後の設置場所の変更は原則認められません。
補助金交付申請手続きについて	補助金交付申請等に係る手続きの代表者は、<u>必ず地域団体等の長</u>とし、手続き担当者がいる場合は、応募の段階であらかじめお伝えください。特に、手続き担当者の名前で地域の合意や設置場所の許可を取ることがないようにご注意ください。
設置の許可に係る手続きについて	防犯カメラの設置には、<u>必ず設置場所の所有者・管理者の承諾、許可が必要</u>（地域団体所有の自治会館等も同様）です。 特に、電柱に設置を考えられている場合は、設置許可取得まで数か月必要となります。また、街路灯や公園灯等に設置する場合は、道路交通法その他の法令に基づく管理者の許可が必要となるため、事前に管理担当課等と協議してください。

設置に関する合意について	撮影映像に入る住宅等がある場合は、必ずその住民等に説明して、同意を得るようにしてください。また、撮影場所や設置場所に隣接する地域との間でも合意を得ておくことが望ましいです。
地図について	地図には、<u>防犯カメラの設置場所と撮影方向がわかるように印をつけてください</u>。また、<u>危険箇所の理由を記載</u>してください。なお、地図の範囲は、応募団体の活動範囲で構いません。 ※<u>地図及び電子地図にも著作権があるため、発行元の許可が必要</u>となります。 参考：危険箇所の基準 ① 入りやすい場所（境界がなく誰でも出入りすることができる場所） ② 見えにくい場所（周囲からの視線が犯罪者に届きにくい場所）
工事等の着工について	<u>防犯カメラの設置工事等は、補助金交付決定通知後に着手してください</u>。採択前や補助金交付申請前といった補助金交付の可能性がない段階での工事等の着工は、事前の許可が必要なため、生活安全課までご相談ください。
採択・交付決定の取消し、補助金の返還について	以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付申請団体としての採択の取消し、補助金交付決定の取消し、補助金の返還を求める場合があります。 ① 尼崎市防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱の規定に反する場合 ② <u>提出期限までに補助事業の審査に必要な書類が提出されない場合</u> ③ 本事業により補助を受ける事業と同一の事業について、重複して補助を受けた場合 ④ 補助金交付決定前に着工した場合（事前着手許可を受けたものを除く） ⑤ 防犯カメラ等管理運用規程が遵守されない場合
設置後の管理及び処分について	地域団体は、防犯カメラ設置後、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効果的な運用を図ってください。 また、補助金交付の日から起算して6年間は、補助対象の防犯カメラの使用を廃し、又はその目的を変更してはいけません。
警察への情報提供	防犯カメラの設置場所や設置団体等の情報を、警察へ提供する場合があります。ご了承ください。

6 尼崎市防犯カメラ設置補助事業の手続きの流れについて



7 問い合わせ先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1 尼崎市危機管理安全局危機管理安全部生活安全課

TEL：06-6489-6502 FAX：06-6489-6686